

札幌市工事等入札結果調査要領

平成 21 年 9 月 17 日 財政局 理事 決裁

平成 23 年 3 月 25 日 一 部 改 正

平成 30 年 11 月 20 日 一 部 改 正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、札幌市（交通局、水道局及び病院局を除く。）が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）の方法により発注する工事等の入札の結果において、入札の内容に疑義が認められる場合に実施する調査に関し、必要な取扱い等について定める。

(調査対象)

第 2 条 入札結果の調査の対象は、札幌市工事施行規程（平成 4 年訓令第 4 号。以下「施行規程」という。）第 2 条第 4 号に規定する工事等の入札のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 落札率が著しく高い入札
- (2) 入札参加者に特徴がある入札
- (3) 落札件数等が多い入札参加者
- (4) その他入札の内容に疑義が認められるもの

(調査方法)

第 3 条 前条に該当する入札結果の調査は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 入札価格及び工事費等内訳書等による調査・分析
- (2) 工種・等級ごとの継続的な入札結果の調査・分析
- (3) 入札参加者ごとの継続的な入札結果の調査・分析
- (4) 入札参加者、工事等担当部その他必要と認められる者に対する事情聴取
- (5) その他特に必要と認められる調査

(調査の実施等)

第 4 条 管財部長は、第 2 条に該当する調査対象案件について、前条に定める方法により調査を実施する。

- 2 管財部長は、前項の調査の結果について、別に定める札幌市工事等入札結果内部調査委員会（以下「内部調査委員会」という。）へ定期的に付すものとする。ただし、管財部長が特に認めた場合は、この限りでない。
- 3 管財部長は、内部調査委員会が調査を実施し、公正な競争がなされていない可能性が極めて高い入札であると認めた場合は、外部委員その他専門的事項について知識又は経験を有する外部の者（以下「有識者」という。）の意見を聴くものとする。
- 4 管財部長は、有識者の意見を聴いた場合においても、なお公正な競争がなされていない可能性が極めて高い入札であると認められた場合は、公正取引委員会及び北海道警察へ情報提供を行う。

（公表）

第5条 管財部長は、前条第3項に該当した場合においては、その概要について定期的に公表する。

（読み替え規定）

第6条 施行規程第2条第3号に規定する設計等の調査の場合においては、第2条及び第3条中「工種」とあるのは「業種」に読み替える。この場合、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領（平成14年9月18日財政局理事決裁）別表7に定める等級区分がない業種については、等級に関する部分は除くものとする。

（委任）

第7条 この要領の実施に関し必要な事項は、管財部長が定める。

附 則

この要領は、平成21年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月20日から施行する。